

公益社団法人 日本オリエンティング協会
選手選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンティング協会（以下「JOA」という）の定款第4条(3)に基づき、日本代表選手選考に関し、必要な事項を定めたものである。

(対象大会)

第2条 この規程で対象となるのは、以下の大会とする。

- (1) 国際オリエンティング連盟（以下「IOF」という）が主催する各種目の世界オリエンティング選手権、ジュニア世界オリエンティング選手権、およびワールドカップ
- (2) IOFが主催する各種目のアジアオリエンティング選手権、およびアジアジュニアユース選手権
- (3) IOFの主催であるかに関わらず、国を代表して参加する競技会で、主催者より参加人数が限定されているもの
- (4) その他、本協会が指定する大会

(選考機関)

第3条 この規程に基づき、各種目の日本代表選手選考は以下の選考機関が行う。

- (1) フットオリエンティングは、強化委員会内に選考機関を設ける。
 - (2) スキーオリエンティングは、スキーO委員会内に選考機関を設ける。
 - (3) トレイルオリエンティングは、トレイルO委員会内に選考機関を設ける。
 - (4) MTBオリエンティングは、MTBO委員会内に選考機関を設ける。
- 2 各選考機関の責任者は、各委員会の委員長とする。但し、第7条の規程により選考機関の資格を有しない場合は、副委員長もしくは委員とする。
- 3 その他、1項及び2項にて対処できない場合は、理事会内に別途選考機関を設ける。

(選考対象選手資格)

第4条 選考対象となる選手は以下の条件を満たしていなければならない。

- (1) IOFもしくは主催団体が定める出場資格を満たしていること。
- (2) 当該年度のJOA競技者登録選手であること。
- (3) 日本アンチ・ドーピング規程を理解し、遵守できること。

(選考機関の職務)

第5条 選考機関は、以下の職務を行う。

- (1) 各選考機関は、選考基準を決定する。
- (2) 各選考機関は、選考基準に則り選手選考審査を行う。
- (3) 各選考機関は、選考結果を各委員会に報告する。

(選考手順)

第6条 日本代表選手選考は、以下の手順によって行われる。

- (1) 各選考機関は、実質的選考日から十分前に選考基準を公表し、選考対象選手に対して公平な選考となるよう努めなければならない。
 - (2) 選考基準には、出場資格、選考機関とその責任者名、選手選考審査方法、選考競技会を開催する場合はその日程と概略の場所、選考結果の発表方法が明記されていなければならない。また選考結果確定後に追加して選考審査を行う可能性がある場合は、その方法を明記する。
 - (3) 選考結果は、選手選考審査後に遅延なく発表されなければならない
- 2 選手選考審査は、客観的、具体的な事実に基づいて行うよう努めなければならない。

- 3 選考機関の責任者は、選手選考審査が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されたことを確認し承認する。またその結果を保証する責任を負う。
- 4 各選考機関は、責任者の判断に基づき、第1項に示す選考手順を他の委員会もしくは会員に託することができる。その場合においても、選考機関の責任者は、前項に示す承認権限及び保証責任を負う。

(利益相反の防止)

第7条 選考機関に選考対象者が属することはできない。

- 2 選考機関の責任者は、選考機関に選考対象者の親族（二親等以内）または、所属する団体の指導者等が含まれる場合、当該選考対象者の選考に関わらない様十分配慮しなければならない。

(不服申し立て)

第8条 選考結果に対する不服申し立ては、選考基準に則って行われていないこと、または選考過程で情実や利益相反が行われた場合にのみ行うことができる。

- 2 選手または当該所属の代表者は、第5条第1項(3)による選考結果に不服がある場合には、本協会アスリート委員会に不服申し立てを行うことができる。
- 3 選手または当該所属の代表者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）に仲裁申し立てをすることもできる。その場合、本協会アスリート委員会への不服申し立ては終了し、JSAAの手続きによる。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和4年2月28日から施行する。